

I 西日本部会・統一論題報告

国際統合報告フレームワークの現状と課題 —原則主義，比較可能性，法域—

宗 田 健 一
鹿児島県立短期大学

要 旨

本稿は、先行研究と公表された航空会社の統合報告書の事例分析を題材として、統合報告フレームワーク（以下、FW）の現状と課題について、原則主義，比較可能性，法域という 3 つの視点から考察している。

新しい会計基準や情報開示制度への転換がはかられようとする時、その効果は最初限定的である。これは、IFRS 導入企業が当初少なく、年々増加していることから明らかであろう。本稿で取り上げる統合報告書の場合も各企業が導入する過程で開示内容や方法を改良することによって、その効果はより大きく確実なものになることが期待されている。

同時に、複数の会計基準設定主体が基準開発を行うことで、相互に他の会計基準の理論や開示実態を学習しながら基準開発のプロセスが加速されることになれば、会計規制全体としては一つの基準設定主体で開発に取り組んだ場合よりも早い進歩（つまり有用性の向上）が見込まれるであろう。

国際統合報告評議会の成立経緯を見る限り、国際的な会計規制を取り巻く会計基準設定主体間の関係は、競争と協調が同時に発生している状況（コーペティション：Co-opetition）と捉えることができる。こうした環境下では、各国の諸制度と親和性が高い原則主義に基づく FW が法域を超えやすいという利点を発揮するものの、結果として作成された統合報告書の比較可能性は低下する可能性があることを指摘した。事例分析の結果からは、今後の課題として統合報告書の質保証の必要性が示唆された。様々なステークホルダーに最適な企業実態を開示することと比較可能性の担保はトレードオフの関係ではあることから、今後はベスト・プラクティスの積み重ねを通じて FW ないし統合報告書作成ガイドラインの改善が望まれる。

I はじめに

企業が任意で公表する各種の報告書は様々な形態や内容で氾濫していると言える⁽¹⁾。そのような環境下で統合報告書をステークホルダーにとって有用なものとならしめるには、各国の多様な開示制度と国際財務報告基準（以下、IFRS）に代表される国際的な会計制度を切り離して議論するのではなく、それらの諸制度の特徴をとらえつつ制度設計を進めていくことが望ましいと考えられる。

新しい会計・情報開示制度への転換が図られようとするとき、その効果は最初限定的であろう。これは、IFRS 導入企業が当初少なく、年々増加していることから明らかである⁽²⁾。本稿で取り上げる統合報告書の場合も各企業が導入する過程で開示内容や方法を改良することによって、その効果はより大きく確実なものになることが期待されている。複数の会計基準設定主体（ないし基準等の開発組織）が存在することで、相互に他の会計基準の理論や開示実態を学習しながら基準開発のプロセスが加速されることになれば、会計規制全体としては一つの基準設定主体で開発に取り組んだ場合よりも早い進歩（つまり有用性の向上）が見込まれるであろう⁽³⁾。

現在、財務情報と非財務情報の統合開示を目的とした統合報告書は国際統合報告フレームワーク（以下、FW）に従い作成される必要がある。FWを巡る先行研究は多数存在し、主として企業価値の概念、統合報告の体系、財務情報と非財務情報の統合、および開示事例分析などから論じられてきた。

そこで、本稿では、先行研究、日本での導入事例を踏まえて、会計領域で進む国際標準化⁽⁴⁾におけるFWの位置づけを再確認すると共に、原則主義、比較可能性、法域という3つの視点

からFWの現状と課題について考察していく。

そのために、まず、FWを公表した国際統合報告評議会（以下、IIRCとする）について概説する。FWの理解のためには、それを作成する国際統合報告評議会のアイデンティティと位置付け、構成メンバーの特徴などを基礎知識として知っている必要があるからである。次に、FWの現状について概説する。すでに多くの書籍、論文においてFWや統合報告書の特徴や課題について研究されているので、それらを紹介しつつ本稿ではIFRSの国際化との比較から論じていく。最後に、FWを含めた国際統合報告書の抱えている課題を明らかにするために日本の航空会社により公表された統合報告書の事例をもとに考察を加える。したがって、本稿で用いる研究手法は主として文献研究とケーススタディに依拠している。

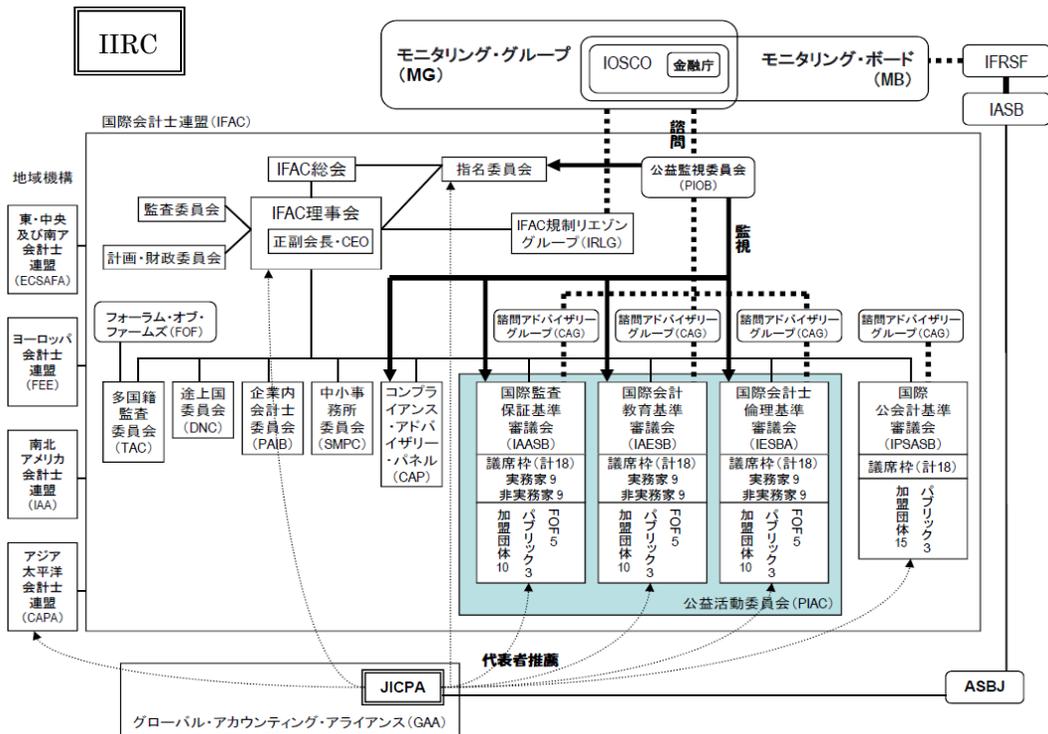
考察の結果、統合報告書には、多種多様な報告書の公表による情報の氾濫を解消する役割があるとともに、非財務情報を含めた情報開示により、広範なステークホルダーに情報提供を行えることが明らかとなった。原則主義に基づくFWは法域を超えた導入に利点があるものの、結果として比較可能性を低下させることにつながり、今後は統合報告書の質保証が重要であることを指摘した。

II 国際統合報告評議会の概要

1. 国際統合報告評議会の創設とその背景

周知の通りIFRSは民間セクターの組織であるIASBにより作成されており、会計基準以外の会計士に関わる基準、具体的には国際監査基準、国際会計教育基準、国際会計士倫理基準、国際公会計基準などはそれぞれ国際会計士連盟（以下、IFAC）により設置された審議会

図表 1 IFAC を中心とした会計制度設計組織の相関図



(出所) 関川 [2010], スライド 4 をもとに一部加筆修正。

作成されている。図表 1 から明らかなように、IIRC に関しては、IFAC 内に設置されたものではない。相関図内の各組織とは密接な関係を持ちつつも独立して存在している点は、他の国際的な基準設定主体との相違点として指摘できる。

ここでは IIRC の創設とその背景について確認しておこう。どのような組織にもその創設に何らかの意図や動機が背景にあり、組織のアイデンティティがその後の組織運営の方向性を決定づけると考えられるからである。

IIRC は IFAC とグローバル・レポートिंग・イニシアティブ (Global Reporting Initiative: 以下, GRI) との共同でアカウンティング・フォー・サステナビリティ・プロジェクト (Accounting for Sustainability: 以下, A4S) により 2010 年 7 月に設立されており、

その後 2012 年 1 月より独立組織化されている⁽⁵⁾。

GRI は国際的なサステナビリティ・レポートイングのガイドライン作りを使命とする非営利団体 (本部はオランダ) であり、国連環境計画 (UNEP) の公認団体である。現在 GRI ガイドライン第 4 版が公表されており、開示項目が詳細に設定されている。また、A4S は、2004 年に英国チャールズ皇太子により開始され、21 世紀に直面する持続可能性課題に対応することのできる意思決定及び報告システムを開発しているプロジェクトである。

このような創設経緯に加え IIRC では、現在 3 つのパートナー⁽⁶⁾を有しており、多くの組織の支援により統合報告書を広めつつある。IIRC という組織の創設経緯とその運営、各組織での基準開発・改訂から理解できることの一つとし

て、IIRC と会計や開示規制を制定する組織・機関との関係が「競争」(コンペティション: competition) だけではなく「協調」(コーペレーション: Cooperation) をも含んでいるという点を指摘できそうである。つまり両者が同時に発生している状況(コーペティション: Co-opetition⁽⁷⁾) ととらえることができるのではないだろうか。

2. 使命, ビジョン, 目的, 体制, 構成員

IIRC の長期的なビジョンは、統合報告が企業報告の規範となり、統合思考が公的・民間セクターの主活動に組み込まれた世界の実現にあり(IIRC [2013b], 2頁), その結果として、金融安定化と持続可能性を目的としている。IIRC は、規制当局、投資家、企業、基準設定主体、会計専門職や NGO などマルチ・ステークホルダーにより構成されるグローバルな有志連合(coalition) である。IIRC は、コーポレートレポートの進化における次のス

テップとして価値創造に関するコミュニケーションを推進しており、Barry Melancon 氏をチェアマン、Paul Druckman 氏を最高経営責任者(CEO) として運営されているが、現在の組織構造は**図表 2** の通りである。

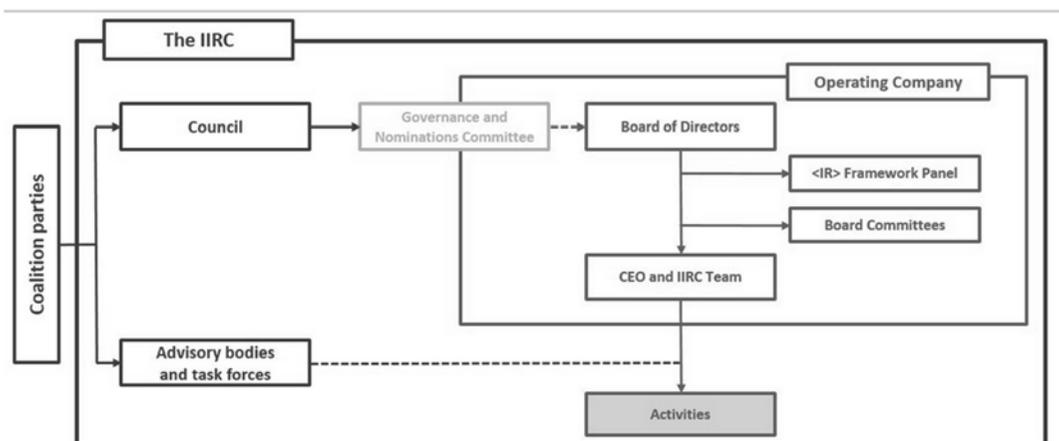
現在、審議会は 12 名(経済同友会副代表幹事の小林いずみ氏を含む)、評議会は 65 名/団体(日本公認会計士協会会長の森公高氏を含む)、アンバサダーは 30 名(国際評価基準委員会、有限責任あずさ監査法人理事の山田辰己氏を含む)、事務局は 27 名(高橋範江氏、小澤ひろこ氏を含む)、ガバナンス・指名委員会 7 名で構成されている⁽⁸⁾。多用な組織や人材を取り込んで制度形成をしている点が特徴でもある。

III FW と統合報告書の現状

1. FW の公表経緯と特徴

簡単に国際統合報告フレームワークが公表された経緯について確認すると次の通りである。IIRC からディスカッションペーパー⁽⁹⁾が出

図表 2 Structure of The IIRC



(出所) Structure of The IIRC, <http://integratedreporting.org/the-iirc-2/Structure-of-the-iirc/>
(2015年9月30日現在)。

されたのが 2011 年 9 月、コンサルティング
草案⁽¹⁰⁾が出されたのが 2013 年、そしてフレー
ムワーク⁽¹¹⁾が同年 12 月に公表されている。

IIRC によると統合報告書は、次のように定
義されている。「統合報告書は、組織の外部環
境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実
績、及び見通しが、どのように短、中、長期の
価値創造を導くかについての簡潔なコミュニ
ケーションである」(IIRC [2013b], par.1.1)。
統合報告書は、フレームワークに準拠して作成
されなければならない(IIRC[2013b], par.1.2)
が、上記の定義から理解できるように、単に過
去の実績値だけではなく、将来的な見通し、つ
まり将来情報についても記載が必要であり、そ
の時間軸は中長期的に及ぶものでなければな
らないという点で特徴がある。

また、財務資本の提供者以外にも、従業員、
顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社
会、立法者、規制当局、政策立案者などすべ
てのステークホルダーに有益となるように作成
されなければならなかったり、様々な形式で作
成(法的開示、独立した報告書、他の報告書内
の一部として)することが容認されていたりす
る点で特徴的でもある。とりわけ形式面に拘泥
しない点は、IIRC の FW が各国の情報開示制
度と調和戦略を用いているととらえることが
できよう。

準拠すべきフレームワークの目的は、「統合
報告書の全般的な内容を統括する指導原則及
び内容要素を規定し、それらの基礎となる概念
を説明すること」(IIRC [2013b], par.1.3) に
ある。

2. FW の規定

FW は、特定の主要業績使用 (KPI: Key
Performance Indicator)、測定方法、または
個々の課題の開示を規定するものではないが、

統合報告書がフレームワークに準拠する際に
適用することが求められる要求事項を設けて
いる (IIRC [2013b], 4 頁)。また、法的要請
に対応する形で作成されたり、独立した報告書
として作成されたりすることから、法定開示と
任意開示の両面を持ち合わせていると言える。
さらに、組織の価値創造能力を分析する上で利
用可能な、統合報告書に含まれるべき情報を特
定する反面、組織の戦略の質や実績水準等を評
価するための基準を設定するものではないとい
う点が規定されている。

窪田 [2012] は、企業の公表するアニュアル
レポートは法定開示資料ではなく、任意開示資
料であるが、すでにアニュアルレポートが事実
上の統合報告になっていると指摘している (窪
田 [2012], 77-78 頁)⁽¹²⁾。同時にアニュアル
レポートは任意開示であるがゆえに作成しな
い企業もあることから、統合報告書といった規
格を決めて発行を義務付ける必要性 (窪田
[2012], 78 頁) も指摘している。このような
指摘がみられるものの、FW では様々な要求事
項が設定されていることから、現在、日本で公
表されている統合報告書と言われるものの中
には「自己表明型 (自称) 統合報告書」(古庄
[2015], 77-79 頁) が多数存在していると考
えられる。

3. 統合報告書に関する先行研究と類 型化

金田 [2012] は、統合報告書公表の嚆矢とし
て武田薬品工業を事例にあげ CSR 報告書+ア
ニュアルレポートと環境レポート+アニュアル
レポートを公表する時期を経て「形式面の One
Report 化」と「内容面の One Report 化」を通
じて、統合報告をスタートさせたと指摘してい
る (金田 [2012], 56-61 頁)。同社は 2006 年
以降、財務情報と非財務情報の統合版アニュアル

ルレポートを発行しているが、統合報告に至る過程では既存の報告書を合冊するところから始めている企業が散見される。ただ、古庄[2015]も指摘するように、統合報告がいわゆる紙媒体の一冊の報告書を連想させるワンレポートと同義ではないことに注意しなければならない(古庄 [2015], 68 頁)

日本公認会計士協会 [2015] は、『経営研究調査会研究報告第 55 号「統合報告の国際事例研究」』を 2015 年 5 月 18 日に公表し、IIRC から 2013 年 12 月に国際統合報告フレームワークが発行された後に公表された 2013 事業年度を対象とする海外の年次報告書を対象として統合報告の実務動向について調査・検討した結果を取りまとめている。研究報告では、地域・業種を横断的に 9 社の事例を抽出し、主に①報告体系と②開示の特徴の二つの側面に焦点を当てて検討されている。このような試みは、実務帰納的に制度設計を行う上で有効なアプローチであろう。

古賀 [2015] は、統合報告について制度的背景・意義・特徴、先行企業のベスト・プラクティスの 20 事例を詳細で緻密に分析・解析することによって統合報告のあり方を検討している。当然ながら企業によって価値創造方法は異なることから、ある企業のベスト・プラクティスが他の企業にそのままあてはまるとは言い難い。したがって、事業や業種を踏まえた事例研究の必要性が指摘できる。

KPMG [2015] の調査によると、2014 年度は 142 社が統合報告書を発行しており、東証 1 部上場は 130 社、他市場 5 社、非上場 7 社であった。その中で IIRC の FW に言及したのは 26% (37 社) であることから、自己表明型統合報告書が約 7 割と考えられる。ページ数は、31~60 ページの分量が 42% (平均 71 ページ、日英開示 85%) と最も多いが、向山 [2015] が

懸念を示すように、作成目的や作成コストの関係から重要性の名のもとに切り捨てられてしまう情報(向山 [2015], 94 頁)も出てしまうと想定できる。価値創造と密接に関わるビジネスモデルの開示は 42% (59 社)、リスク情報独立記載は 49% (70 社)、非財務 KPI/KPI の記載は 26% (37 社)、リスク管理方針・状況説明は 26% (18 社)、ビジネスモデルの長期的見通しの説明 12%と、開示割合が半数以下にとどまっている点に今後の課題が見て取れる。

以上で概観したように、数多くの統合報告書に関する実態分析結果が公表されているが、たとえば伊藤 [2014] では、「論文や特集で検討された議論の焦点は、企業価値の概念、統合報告の体系、財務情報と非財務情報の統合という 3 つに大別」(伊藤 [2014], 215 頁) されている。そこで、具体的な議論の焦点も加えて先行研究を要約すると**図表 3**の通りである。

4. 航空会社による統合報告書の事例

先行研究では、数多くの事例研究が行われていたが、同業他社比較の事例は見られなかった。そこで、古賀 [2015] を発展させる形で、本稿では同じ業種に属する企業の時系列、他社比較を行うことを通じて統合報告書の現状と課題について考察していきたい。

事例として取り扱うのは、国内航空大手 2 社 (ANA と JAL) である。航空会社は航空法という業法に縛られるものの、財務諸表の作成に関しては一般事業会社と同様であり特殊な処理を必要とせず、CSR 報告書や環境報告書、その他の業種固有の報告書 (たとえば、安全報告書⁽¹³⁾) などをこれまで公表している点から統合報告書の現状と課題を明らかにするうえで有益な業種であると考え事例として選択した。

用いた資料は、両社の 2013 年、2014 年資料

図表 3 先行研究の類型化

分類	議論の焦点	書籍, 論文等
企業価値	<ul style="list-style-type: none"> 誰のためのどのような企業価値創造なのかという課題についての研究 経済価値と社会価値を統合したシェアード・バリュー (shared value) 創造に関する研究 	戸田 [2012], 窪田 [2012], 田中宏昌 [2012], 與三野 [2012], 三代 [2012]
統合報告体系	<ul style="list-style-type: none"> 統合報告書の作成における基本原則と内容項目についての研究 他報告書との関係性に関する研究 	Eccles & Krzus [2010], 古庄 [2012], 加賀谷 [2012], 金田 [2012], 小西・神藤 [2014], 宝印刷 [2014], 古庄 [2015], 向山 [2015]
財務情報と非財務情報の統合	<ul style="list-style-type: none"> 非財務情報で開示すべき内容に関する研究 両社の関係性に関する研究 	Eccles & Krzus [2010], 窪田 [2012], 小西 [2012], 與三野 [2012], 宝印刷 [2014]
開示事例分析	<ul style="list-style-type: none"> 事例紹介 (特徴や課題など) 報告の類型化・体系 記載内容の抽出 	Eccles & Krzus [2010], 金田 [2012], 小西・神藤 [2014], 宝印刷 [2014], 古賀 [2015], 日本公認会計士協会 [2015], 古賀・池田 [2015], 阪 [2015], KPMG [2015]

(出所) 伊藤 [2014] の分類を基礎として加筆のうえ筆者作成。

である。これは JAL が 2009 年 4 月以来、発行を行っておらず 2013 年の「JAL Report 2013」が再建後初めての資料であったことから、それに合わせる形で ANA の資料も 2013-2014 年の資料としたからである。

日本航空株式会社 [2013] によると、「JAL Report 2013」はアニュアルレポートと CSR 報告書を統合させ発行したとあるが、ANA は単に「アニュアルレポート」として公表している。但し、ANA のグループ総務・CSR 部 CSR 推進チームによると、2010 年から非財務情報と財務情報をあわせた統合報告書「アニュアルレポート」を発行していると述べられている⁽¹⁴⁾ ことから、統合報告書として扱うこととした。

まず JAL の資料を用いて 2013 年と 2014 年の時系列比較分析を行った。次に、2014 年の ANA と JAL の資料を用いて同業他社比較分析を行った。分析の視点は、①報告書の内容及び情報の開示方法に関する情報を提供することによって統合報告書の作成の基礎を提供するために 7 つの指導原則を定めていることから、

それらの原則に従った記述がみられるかという点、および②統合報告書は 8 つの内容要素を含むことから、それらの内容要素について言及されているかという点である。それぞれを要約すると図表 4, 5 の通りである。

すでに日本では 2003 年 3 月の企業情報の開示制度に関する内閣府令改正により、2004 年度 4 月以降の有価証券報告書においてリスクに関する事項、経営者による財務・経営・成績の分析 (MD&A)、コーポレートガバナンスに関する事項の開示が求められていることから、上記の 2 資料内でもそれらの記述が確認できた。他の項目についても有価証券報告書に記載している内容と多くの重複が見られた。

両社ともアニュアルレポートと CSR 報告書を統合したタイプ (古賀 [2015] でいう II 型 (結合型)) (古賀 [2015], 46-49 頁) と捉えることができるが、空運業特有の KPI を積極的に開示しており、両社での比較可能性が高いという特徴も見られた。非財務 KPI から財務情報を類推することが部分的に可能である点から、

図表 4 7つの指導原則に関する記述の時系列比較

	JAL 2013	JAL 2014
戦略的焦点と将来志向	長期視点が薄い。	長期視点が薄い。
情報の結合性	記述がある。	ESG データが無くなる。
ステークホルダーとの関係性	記述がある。	顧客視点増加。
重要性	長期視点が薄い。	事業等のリスク記載が無くなる (Web 版に)。
簡潔性	65 頁 (Web 版は 68 頁)。	65 頁, ガバナンスの一部が Web に (Web 版は 82 頁)。
信頼性と完全性	免責事項記載。	免責事項記載。
首尾一貫性と比較可能性	アニュアルレポートと CSR 報告書を統合した年であり, 2012 年度の公表資料がないため前年度比較はできない。	2013 年と首尾一貫, 比較可能。

(出所) 日本航空株式会社 [2013], 日本航空株式会社 [2014] をもとに作成。

図表 5 8つの内容要素に関する言及の ANA・JAL 比較

	ANA 2014 (総頁数, 91 頁)	JAL 2014 (総頁数, 65 頁)
組織概要と外部環境	社長メッセージ, ブランド戦略記載, 財務分析でも説明。	市場環境認識あり。
ガバナンス	ガバナンスに 6 頁。社外取締役, コンプライアンス言及。	ガバナンスに 3 頁。Web 資料で補足掲載。
ビジネスモデル	事業別に説明。	セグメント別に説明。
リスクと機会	格付会社による評価を記載, リスク 21 個記載, CSR 方針で説明。	CSR 頁内にて安全・安心頁を拡充。安全報告書を Web 掲載。
戦略と資源配分	中期経営戦略で説明	中期経営計画で説明。
実績	中期 CSR 方針に基づく活動実績一覧を作成。	2011-2013 の期間で目標・到達度について説明。
見通し	リスクマネジメントで説明。	財務セクションで説明。
作成と表示の基礎	編集方針記載あり。ステークホルダーとのコミュニケーションに言及。	各種ガイドラインを参考に財務情報, CSR 情報を統合して報告。

(出所) ANA ホールディングス [2014], 日本航空株式会社 [2014] をもとに作成。

統合報告書の利用者にとっては有用な情報提供となっていると言える。他の開示情報と統合していることから, 部分的に情報が紙媒体から削除され, Web 掲載と紙媒体の併用に移行している状況が把握できた。なお, 頁数が多いほど内容が充実していると言える。紙媒体ですべての情報を網羅することは必ずしも可能でないことから仕方ない面はあるが, 情報利用者にとっては, 様々な情報提供媒体での情報提供で

はなくワンストップ型での情報提供が利便性の観点から望ましいとも言えよう。

IV FW の課題

1. 原則主義のガイダンス提供

古賀 [2011] は, 基準設定において抽象的な包括規定に焦点を置くのが原則主義であるのに対して, 具体的詳細規定に焦点を置くのが

「細則主義」であるとし、真実かつ公正な外観 (true and fair view) の大原則に立つイギリスの会計基準とその影響の強い IFRS は原則主義指向であるのに対して、訴訟防衛が強いアメリカ会計基準や大陸法の詳細規定を伝統にもつ日本基準は細則主義指向といえると述べている (古賀 [2011], 163 頁)。基準設定アプローチとして、原則主義がよいか細則主義がよいかは明確でないが、財務報告の比較可能性や首尾一貫性の点では細則主義が優れている一方、取引の経済的実質を反映する点では原則主義が支持される点として、どちらのアプローチを取るにしたとしても、実際の実務実践においては明確かつ具体的なガイダンスが不可欠になる事は言うまでもない (古賀 [2011], 163 頁)。

先述したように、IIRC はそもそも IFAC と GRI の共同で A4S により設立されている点に特徴を有していた。GRI は、現在 GRI ガイドライン第 4 版を公表し、様々な開示項目を設定している。また、A4S は、A4S レポーティングガイドと例や財務会計担当者向けに、サステナビリティを事業プロセスや意思決定に統合する際の問題の解決に役立つ 4 つの手引きを公表している⁽¹⁵⁾。このように設立母体である GRI と A4S がすでに詳細なガイドラインを公表しており、IIRC からは FW で原則主義のガイダンス提供にとどまっている点は興味深い。

国際統合報告評議会の成立経緯も踏まえて、国際的な会計規制を取り巻く会計基準設定主体間の関係を考えた場合、IIRC と他の組織間では、「競争」と「協調」が同時に発生している「コーペティション」状態と捉えることが可能である。それは原則主義によるガイダンス提供が詳細なガイドラインの提供に踏み込まない点から協調戦略としてとらえることが可能である一方、非財務情報を包含した統合報告書を推進する組織として IIRC が台頭しているか

らである。原則主義に基づく制度設計は IASB でも見られることから IIRC と IASB の国際標準化戦略には共通点を見出すことも可能と言える。

例えば小西 [2015] は、英国での戦略報告書 (Strategic Report: SR)、IASB での IFRS 実務記述書「経営者の説明」(Management Commentary: MC)⁽¹⁶⁾、IIRC の FW が公表されるまでの経緯を整理し、それぞれの審議内容を考慮し合っているかのように公表されていると指摘 (小西 [2015], 130 頁) しており、ここからも近年、複数の会計制度は (法域や制度の種類を超えて) 相互に作用しながら発展していると考えられる。

2. 比較可能性

FW 自体は、原則主義アプローチに基づいているが、これは、組織それぞれの状況に大きな違いがあることを認めつつ、情報ニーズを満たすうえで十分な比較可能性を確保するよう、柔軟性と規範性との間で適切なバランスをとることを目的としているからである (IIRC [2013a], par.1.9)。その結果として、柔軟性と規範性はトレードオフの関係でもあることから、柔軟性が高い場合、比較可能性の低下につながるともいえるだろう。上述した航空会社の事例を見る限り (自己表明型統合報告書であるとして割り引いたとしても)、必ずしも比較可能性が高まっているとは言えない。

杉本 [2013] は、SEC が「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」をどのように捉え、またどのような対応をみせているのだからかという点について考察し、重視する財務情報の質的特性が、「高品質」から「比較可能性」へとシフトしていることを指摘している (杉本 [2013], 23-24 頁)。

FW でも比較可能性について言及がみられ、

統合報告書の情報が期間を超えて首尾一貫し、組織の長期にわたる価値創造能力にとって重要性のある範囲において、他の組織との比較を可能にする方法によって表示するとしている（IIRC [2013a], par.3.54）が、IIRC も認めるように各組織がそれぞれ独自の方法で価値創造を行うため、統合報告書に含まれる個々の情報は必然的に組織ごとに異なることになる（IIRC [2013a], par.3.56）。比較可能性を高める手段としてベンチマーク・データや業界等で標準化された定量的指標が示されているものの、すべての企業にとって比較可能な情報は限られているだろう。このように原則主義に基づく FW には比較可能性の視点から課題が見取れる。

こうした中で、例えば、米国のサステナビリティ会計基準を提供している Sustainability Accounting Standards Board（以下、SASB）の場合、7つの業種⁽¹⁷⁾に関する基準を公表している。基準は業種ごとのマテリアリティを特定し、企業に重要な影響を及ぼす可能性のあるサステナビリティ課題の管理・情報開示を支援するためのものであるが、比較可能性を高める試みとして興味深い。

SASBのような組織は、Brandenburger and Nalebuff [1967] の言う、「補完的生産者」に位置づけられるであろう。Brandenburger and Nalebuff [1967] は企業をめぐる競争の全体図として価値相関図（Value Net）を示し、「補完的生産者」を説明している⁽¹⁸⁾が、これを統合報告書を巡る各組織に当てはめると次のように示すことができる。つまり、IIRC 以外の組織（たとえば、GRI や SASB）の基準やガイドラインを統合報告書作成企業が利用した時、それらを利用していないときよりも IIRC の FW を利用して統合報告書を作成する企業にとっての情報提供価値が増加する場合、それらの組織

（GRI や SASB）は補完的制度設計者とみなすことができる。各組織は、それぞれの目的に従い様々な制度を生み出しているが、自らの制度に不足する部分はいわばアウトソーシングする形で補完しあう関係が築かれていると要約することもできよう。

このような関係は統合報告書を巡る比較可能性の視点のみならず、IASB の公表する IFRS と各国の詳細な実務指針との関係でも成立する可能性が指摘できる。ここから、ますます多様化する企業経営実務とそれに対応する会計基準・開示制度は、もはや単一の高品質でグローバルに認められた会計基準のみで対応することが困難となっていることを指摘できよう。

3. 法域を超えた導入のあり方

田中 [2010] によると、普通の資本主義国の場合には中央政府が形成され、その政治権力が財政や通貨などの経済制度を形成していくが、西欧が始めた経済統合は EU 政府を組織しないまま、経済分野に国家と類似した制度を形成しており、単一市場や統一通貨はその典型的な例であるとしている（田中 [2010], iv 頁）。大石 [2015] は、国際的な規制が、国内（national）、地域（transnational-regional）、グローバル（global）という多層構造で行われている（大石 [2015], 5 頁）と指摘している。国家は自らの持つ（あるいは調達できる）リソースと、民間において局所的に偏在するリソースの利用可能具合を勘案して、会計基準を自らが設定するのか、それとも民間の特定の主体に設定させる（つまり「アウトソース」する）のかを決定していると考えられ（大石 [2015], 2 頁）、国家は主権の一部を国際機関に委譲し、また共有することで、様々な問題を管理するようになってきた（大石 [2015], 5 頁）と述べている。

IIRC の策定した FW に準拠した統合報告書

を各国の企業等が作成することになれば、実質的には、FWはアウトソースされた制度と言えるのであろうか。統合報告は、世界の各法域における様々な企業報告の発展と一貫した取り組みであることを示しており、報告プロセスの効率性向上に寄与するとしている（IIRC [2013b], 2頁）。

統合報告を企業報告の規範にしたいというFWの目的に照らし合わせたとき、場合によっては、各法域における強制力を伴った導入も視野に入れなければならないかもしれない。各国の制度設計に際しては、“Comply and Explain”アプローチの適用も含めて今後の課題として指摘しておきたい。

V おわりに

FWに基づく統合報告書は、多数の他の報告書との併存を可能な限り避ける形での存在（競争を避ける競争戦略、つまり、カット・スロート・コンペティションの回避）を目指していることから、従来の報告書からのスイッチング・コストを最小化することも可能であり今後発行の増加が予想される。具体的にはトリプル・ボトムラインで情報を開示しているノボ・ノルディスク社の事例にみられるように、財務報告はIFRSに基づき作成し、非財務情報報告はGRIのガイドラインを用いて作成し、その上で年次報告書の監査同様、非財務的な業績に対する保証も監査法人（PwC）が実施するという形態（Eccles & Krzus [2010], pp.11-14; 花堂訳 [2012], 11-15頁）が想定できる。統合報告書を中心として、会計領域における各種基準や制度の関係性は一層深まることが予想され、かつ国際標準化していくであろう。

但し、FWが原則主義に基づく以上、各国・各企業の特性を踏まえた独自の統合報告書が

公表される可能性は否定できない。一部の事例から導き出したに過ぎないが、その場合の比較可能性の担保、非財務情報の質保証については現時点では十分であるとは言えないことから、残された課題として統合報告書の質保証について指摘しておきたい。ISOのようにベストプラクティスの成文化という標準化方法もあるが、IIRCの場合、実務から公正妥当なルールを導くという帰納的なアプローチが適しているかはなお不明である。研究の蓄積によるFWの改訂が望まれる。

従来の財務報告と統合報告書による非財務情報の開示は非連続な技術変化ではなく、発展的に補完しあう関係と位置付けられることから、会計制度の国際化やそのダイナミズムについては今後の検討課題としたい。

注

- (1) たとえば、加賀谷 [2012] では、会計基準の国際的統合化・収斂化を背景として開示ポリシーが増加傾向にあり、アニュアルレポート、事業報告書、環境報告書、CSR報告書、情報セキュリティ報告書など多数の報告書を企業が公表していると指摘している（79-80頁）。一橋大学の伊藤邦雄研究室の2008年調査によると、日本企業は平均で6~7の報告書を作成しているという（80頁）。上記以外にもマネジメント・コメントリー（MC）、経営者による財政状態および経営成績の検討と分析（MD&A）、ガバナンス報告書、知的財産報告書など多種多様な報告書が公表されている。
- (2) IFRS適用済、適用決定会社一覧からも明らかなどおり、2010年当初は適用会社数は少なかったものの次第に増加していることが見て取れる（日本取引所グループ [2015], IFRS適用済・適用決定会社一覧, <http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/ifrs/> (2015年9月30日閲覧)）。なお、金融庁が公表した『IFRS適用レポート』では、2015年3月末現在で75社が適用している。
- (3) 新宅 [1994], 33-83頁参照。
- (4) 徳賀 [1990] は、調和 (harmony) と調和化 (harmonization) との関係をそれぞれ状態 (a state) と過程 (a process) と位置付け、調和は

相違の減少した状態であり、幅のある概念となり、調和化は統一へ向かう過程であるとしている(125-126頁)。そこで、本稿では、国際標準化を国際標準へ向かう過程と位置付けて考察を進める。

- (5) Integrated Reporting, A4S Reporting Guides and Examples, <https://www.accountingforsustainability.org/connected-reporting/connected-reporting-a-how-to-guide> (2015年7月22日現在)。
- (6) CDP - Driving Sustainable Economies, IFRS Foundation および International Federation of Accountants (IFAC) である。
- (7) Co-opetition の詳細については、Brandenburger and Nalebuff [1967], 嶋津・東田訳 [1997] を参照されたい。
- (8) Structure of The IIRC, <http://integratedreporting.org/the-iirc/structure-of-the-iirc/>を参照 (2015年9月30日現在)。
- (9) IIRC [2011] 。
- (10) IIRC [2013a] 。
- (11) IIRC [2013b] 。
- (12) 古庄 [2015] は、自己表明型(自称)統合報告書が我が国において広がり始めている点について、責任の所在を明らかにする必要性を指摘している(79頁)。
- (13) 航空法第111条の6(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)において、「本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(中略)を作成し、これを公表しなければならない。と定められている。
- (14) 環境報告書プラザ, 統合報告書等の優良事例の紹介「ANA ホールディングス株式会社」, <https://www.ecosearch.jp/ja/tgcase4.html> (2014年12月16日公開)より。
- (15) 将来の不確実性の管理(Managing Future Uncertainty), 自然資本・社会資本会計(Natural and Social Capital Accounting), 資本投資評価(CAPEX), 投資家のエンゲージメント強化(Enhancing Investor Engagement)である。
- (16) なお、小西 [2015] は、「IFRS 実務ステートメント」をFWと比較したうえで、「IFRS 実務ステートメント」には、信頼性と完全性の2つの説明原則とガバナンスおよびビジネスモデルの2つの内容要素が示されていないのに対して、

FWでは見当たらない情報の質的特性が「IFRS 実務ステートメント」で説明されていることから、MCが財務報告の概念フレームワークの中で検討されている証と述べている(小西 [2015], 130-132頁)。

- (17) 具体的には、次の7業種である。Agricultural Products, Meat, Poultry & Dairy, Processed Foods, Non-Alcoholic Beverages, Alcoholic Beverages, Tobacco, Household & Personal Products (SASB Issues Provisional Sustainability Accounting Standards for Consumption Industries, <http://www.prnewswire.com/news-releases/sasb-issues-provisional-sustainability-accounting-standards-for-consumption-industries-300106440.html> (2015年9月30日閲覧)。
- (18) Brandenburger and Nalebuff [1967], pp.16-27, 嶋津・東田訳 [1997], 28-43頁。

参考文献

- IIRC [2011]: Towards Integrated Reporting: Communicating Value in the 21st Century, The International Integrated Reporting Council.
- IIRC [2013a]: Consultation Draft of the International <IR> Framework, The International Integrated Reporting Council.
- IIRC [2013b]: The International <IR> Framework, The International Integrated Reporting Council. (日本公認会計士協会 [2014]: 『国際統合報告フレームワーク 日本語訳』)
- 安藤英義・古賀智敏・田中健二編 [2011]: 『体系現代会計学第5巻 企業会計と法制度』中央経済社。
- 伊藤和憲 [2014]: 『BSCによる戦略の策定と実行』同文館出版。
- ANA ホールディングス [2013]: 『A New Structure for Rising Above』(アニュアルレポート 2013: 2013年3月期)。
- ANA ホールディングス [2014]: 『DEPARTURES For One Destination』(アニュアルレポート 2014: 2014年3月期)。
- Eccles, R. G. and M. P. Krzus [2010]: One Report: Integrated Reporting for Sustainable Strategy, John Wiley & Sons, Inc. (花堂靖仁監訳 [2012] 『ワンレポート—統合報告が開く持続可能な社会と企業』東洋経済新報社。)
- 遠藤乾・鈴木一人 [2012]: 『EUの規制力』日本経済評論社。
- 大石桂一 [2015]: 『会計規制の研究』中央経済社。
- 加賀谷哲之 [2012]: 「持続的な企業価値創造のため

- の非財務情報開示『企業会計』第 64 巻第 6 号, 79-89 頁, 中央経済社。
- 金田晃一 [2012]: 「報告書の変遷から見る「統合」のインプリケーション」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 56-61 頁, 中央経済社。
- 川喜田二郎 [1967]: 『発想法』中央公論社。
- 金融庁 [2015]: 『IFRS 適用レポート』2015 年 4 月 15 日。
- 窪田真之 [2012]: 「投資家から見た統合報告書の利用価値」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 69-78 頁, 中央経済社。
- KPMG [2015]: 「日本企業の統合報告書に関する調査 2014」, KPMG ジャパン 統合報告アドバイザリーグループ。
- 古賀智敏 [2011]: 「投資者保護法制の展開と会計理論の変容」『体型現代会計学第 5 巻 企業会計と法制度』, 149-166 頁, 中央経済社。
- 古賀智敏責任編集, 池田公司編著 [2015]: 『統合報告革命 ベスト・プラクティス企業の事例分析』税務経理協会。
- 小西範幸 [2012]: 「統合報告の特徴とわが国への適用」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 18-27 頁, 中央経済社。
- 小西範幸・神藤浩明 [2014]: 「統合報告の制度と実務」『経済経営研究』第 35 巻第 1 号, 日本政策投資銀行設備投資研究所, 1-171 頁。
- 小西範幸 [2015]: 「IFRS 会計思考の展開にみる統合報告の可能性」, 橋本尚編著 [2015], 114-158 頁。
- 阪智香 [2015]: 「統合報告の国際的な研究・開示動向と KPI の提言」『会計』第 187 巻第 1 号, 森山書店, 97-111 頁。
- GRI [2014]: 『GRI ガイドライン第 4 版 日本語正式版』。
- 新宅純二郎 [1994]: 『日本企業の競争戦略 成熟産業の技術転換と企業行動』有斐閣。
- 杉本徳栄 [2009]: 『アメリカ SEC の会計政策 高品質で国際的な会計基準の構築にむけて』中央経済社。
- 杉本徳栄 [2013]: 「「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の存立基盤—基準設定と会計研究—」『国際会計研究学会年報』2013 年度第 1 号, 21-31 頁。
- 杉本徳栄・橋本尚訳 [2014]: 『会計の変革—財務報告のコンバージェンス, 危機および複雑性に関する年代記—』, 同文館出版。
- 関川正 [2010]: 「国際公会計基準審議会 (IPSASB) と国際公会計基準 (IPSAS)」, 2010 年 10 月 28 日。
- 宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所編 [2014]: 『統合報告書による情報開示の新潮流』同文館出版。
- 田中素香 [2010]: 『ユーロ 危機の中の統一通貨』岩波新書。
- 田中宏昌 [2012]: 「非上場企業における統合報告の意義」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 62-68 頁, 中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2010]: 『国際会計論』中央経済社。
- 戸田続久 [2012]: 「制度の理論による共有価値創造 企業と統合レポートニング」『国際会計研究学会年報』2012 年度第 1 号, 65-80 頁。
- 友杉芳正 [2012]: 「国際財務報告研究の現状と課題」『国際会計研究学会年報』2012 年度第 1 号, 135-147 頁。
- 日本航空株式会社 [2013]: 『JAL REPORT 2013』, 2014 年 8 月。
- 日本航空株式会社 [2014]: 『JAL REPORT 2014』, 2014 年 7 月。
- 日本公認会計士協会 [2015]: 『経営研究調査会研究報告第 55 号「統合報告の国際事例研究」』, 2015 年 5 月 18 日。
- 橋本尚編著 [2015]: 『利用者指向の国際財務報告』同文館出版。
- Brandenburger, A. M. and B. J. Nalebuff [1967]: *Co-opetition, Currency and Doubleday*. (嶋津祐一・東田啓作訳 [1997]: 『コーペティション経営 ゲーム論がビジネスを変える』日本経済新聞社。)
- 藤井秀樹 [2015]: 『国際財務報告の基礎概念』中央経済社。
- 古庄修 [2012]: 『統合財務報告制度の形成』中央経済社。
- 古庄修 [2015]: 「統合報告の制度化をめぐる財務報告の変容」『会計』第 187 巻第 1 号, 森山書店, 68-82 頁。
- Porter, M. and M. R. Kramer [2011]: “Creating Shared Value,” *Harvard Business Review*, Jan. Feb. 2011, pp.62-77. (ダイヤモンド編集部訳 [2011]: 「「共有価値」の戦略」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』2011 年 6 月, 8-31 頁。)
- 三代まり子 [2012]: 「国際統合報告審議会 (IIRC) による取組—価値創造のための国際的なレポートニング・フレームワーク」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 37-45 頁, 中央経済社。
- 向山敦夫 [2015]: 「統合報告と CSR 情報開示との位置関係」『会計』第 187 巻第 1 号, 森山書店, 83-96 頁。
- 山田辰己 [2013]: 『IFRS 設定の背景～基本事項の決定・従業員給付～』税務経理協会。
- 山田英夫 [2015]: 『競争しない競争戦略 消耗戦から脱する 3 つの選択』日本経済新聞社。
- 與三野禎倫 [2012]: 「財務と非財務の統合による経

営と開示のダイナミズム—企業経営の視点』『企業会計』第64巻第6号, 46-55頁, 中央経済社。

(附記) 本稿は, 国際会計研究学会第6回西日本部会(熊本学園大学)の統一論題テーマ「会計領域における国際標準化」における筆者報告「国際統合報告基準(IIRS)の現状と課題」に加筆修正を行ったものである。報告に際しては, 司会・座長の徳賀芳弘先生, 準備委員長の佐藤信彦先生, フロアの小西

範幸先生, 真田正次先生, 柴健次先生, 山田辰己先生をはじめ参加された数多くの先生方から有益かつ貴重なコメント・質問をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

(謝辞) 本稿はJSPS科研費26870805の助成を受けた研究成果の一部である。